

期限付職員の給与等について

1 手当について

(1) 扶養手当

扶養親族のある職員に支給される手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・配偶者 8,500 円
- ・子 9,500 円（職員に配偶者がいない場合の 1 人目 10,500 円）
- ・父母等 6,500 円（職員に配偶者がいない場合の 1 人目 8,000 円）
- ・扶養親族のうち、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算

(2) 住居手当

借家若しくは借間に居住し、一定額（12,000 円）を超える家賃若しくは間代を払っている職員に支給される手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・借家、借間に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員
- ・月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員には家賃から 12,000 円を控除した額
- ・月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員には家賃から 23,000 円を控除した額の 1/2 を 11,000 円に加算した額（限度額 27,000 円）

(3) 通勤手当

片道 2km 以上の通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給する手当

但し、支給手続、支給範囲及び支給額については、正式任用の教職員に準ずる

- ・自動車等通勤者

2～ 6km 未満	3,300 円	35～ 40km 未満	22,000 円
(5～ 6km 未満)	4,300 円	40～ 45km 未満	24,800 円
6～ 10km 未満	5,600 円	45～ 50km 未満	27,200 円
10～ 15km 未満	8,000 円	50～ 55km 未満	29,600 円
15～ 20km 未満	10,700 円	55～ 60km 未満	32,000 円
20～ 25km 未満	13,500 円	60～ 65km 未満	34,400 円
25～ 30km 未満	16,300 円	65km～	36,800 円
30～ 35km 未満	19,200 円		
- ・交通機関利用通勤者

3 箇月定期券（6 箇月を利用する者は 6 箇月）の価額により一括支給
但し、任用期間によってはこの限りではない（1 箇月あたりの支給限度額 56,200 円）
- ・交通機関と自動車等を併用して通勤する者

運賃等相当額に自動車等通勤キロ数に従った金額を加算した額を運賃等相当額とみなし、上記の例により支給する（1 箇月あたりの支給限度額 56,200 円）
- ・特別急行列車等を利用する者

1 箇月の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（上限額 2 万円）を別途支給
※高速道路の場合は、通勤距離が 40km 以上又は通勤時間が概ね 80 分以上で高速道路利用により通勤時間が 30 分以上短縮される場合に限る

(4) 特殊勤務手当

著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給与で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて日額で支給される手当

- ①多学年学級担当 2 学年以上 290 円/日 3 学年以上 350 円/日
- ②学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務 7,500 円/日
(非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災・復旧 8,000 円/日)
- ③修学旅行等の引率指導業務（宿泊を伴うもの） 5,100 円/日
- ④対外運動競技等の引率指導（宿泊を伴う又は週休日等） 5,100 円/日
- ⑤部活動の指導業務 2 時間以上 3 時間未満 1,800 円/日 3 時間以上 4 時間未満 2,700 円/日
4 時間以上 3,600 円/日
- ⑥入学試験業務 900 円/日

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（講師を除く）に対して支給される手当

- ・平日 1 時間あたりの給与額の 125%（深夜 150%）
- ・週休日及び休日等 1 時間あたりの給与額の 135%（深夜 160%）
- ・同一週以外の振替 1 時間あたりの給与額の 25%
- ・月 60 時間を超える場合 1 時間あたりの給与額の 150%（深夜 175%）

(6) へき地手当

へき地学校等に勤務する職員に支給される手当

(給料の月額+扶養手当月額) ×支給割合

支給割合 ・ 準ずる学校 1% ・ 1級地 3% ・ 2級地 5% ・ 4級地 14%

(7) 期末・勤勉手当

6月1日、12月1日にそれぞれ在職した職員に対して、雇用期間等に応じて支給する

・ 期末手当：年間2.55月（6月支給1.275月、12月支給1.275月）

・ 勤勉手当：勤務成績が良好な職員の年間月数1.59月（6月支給0.77月、12月支給0.82月）

2 給与締切日 当該月の5日

3 給与支給日 正式任用の教職員の例による
※但し、4月については25日（25日が土曜日に当たるときは前日、日曜日に当たるときは翌日）